

足利市ネーミングライツ・パートナーの募集について

総合政策部 総合政策課

(20-2284)

1 趣旨

ネーミングライツとは、市が契約により民間事業者等に一定期間、公共施設等を「命名する権利」を譲渡し、その権利を取得した企業（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得ることを目的とした制度です。

本市においても、新たな財源を確保し、当該施設の適切な運営維持を図るとともに、施設の魅力を向上させ積極的な活用を促進するため、ネーミングライツ・パートナーを募集しようとするものです。

2 事業効果

(1) 市及び市民のメリット

ア 本市の新たな財源として、施設の運営・維持管理に係る費用を安定的に確保することにより、市民サービスの向上が期待できます。

イ 民間事業者等の資源やノウハウ等を活用することにより、施設等の魅力向上や地域の活性化が期待できます。

(2) ネーミングライツ・パートナーのメリット

ア 施設等に企業名、商品名等の愛称を付けることにより、イベント等開催によるメディアへの露出などの広告効果が期待できます。

イ 地域活性化への貢献を通じて、企業のイメージアップや社会的責任に対する取り組みの評価が高まります。

3 対象施設

(1) 不特定多数の多くの市民が利用し、メディア露出度等の広告効果が見込まれる施設とします。(スポーツ施設、文化施設、公園等)

(2) 名称の決定に特段の経緯があるものや、一般的に愛称を付すことが適当でないと判断される施設は対象としません。(庁舎、学校、保育園等)

※対象11施設は別紙一覧表のとおり

4 命名権の付与

- (1) 施設名に企業の名称、商品名を入れた愛称を付すことができます。
- (2) 市民に親しみやすく、理解が得られる愛称とします。
- (3) 条例で定める施設の正式名称は変更しません。

5 契約期間

令和4（2022）年4月1日～令和9（2027）年3月31日（5年間）

6 ネーミングライツ料

施設の管理に要する経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度等を参考に、他自治体の類似事例を考慮し、施設ごとに年間の金額（消費税及び地方消費税含む）を設定します。

7 募集方法

募集は公募とし、市広報紙やホームページ、SNSに掲載します。

8 選定方法

- (1) ネーミングライツ料、愛称の妥当性、応募の動機等を総合的に判断し、「足利市ネーミングライツ審査委員会」において優先交渉権者を選定します。
- (2) 市と優先交渉者との協議が整った段階で契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

9 今後のスケジュール

令和4（2022）年1月21日	ネーミングライツ・パートナー募集開始 質疑応答及び現地説明会の開催
2月28日	募集受付締め切り
3月上旬	審査委員会で優先交渉権者の決定
中旬	ネーミングライツ・パートナー決定・ 公表
4月 1日	愛称の使用開始